

大規模集客施設等への時短要請に係る協力金

営業時間短縮の要請に全期間(※1)、応じていただいた対象大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給します。

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000㎡超の施設 注) 劇場、集会場、ホテル・旅館等の一部施設は協力金の対象外	左記施設の一部を賃借するテナント等
交付額①	1,000㎡毎に20万円×時短率(※2)×時短日数 (テナント事業者等管理把握加算) テナント等数×2千円×時短率(※2)×時短日数 注) 映画館については①に加えて②の取扱あり	100㎡毎に2万円×時短率(※2)×時短日数 等

	映画館運営事業者	映画配給会社
交付額②	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数

(※1)協力金の対象については、8月30日(月)午後8時から9月13日(月)午前5時まで営業時間短縮に協力した場合に支給
(8月27日(金)、8月28日(土)、8月29日(日)から協力した場合は加算)

(※2)時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

■大規模集客施設への時短要請に関するコールセンターを設置します！

TEL : 0985-44-2791 ※8/27 (金) から設置 (受付は平日9時~17時)
※8/28 (土)、8/29 (日) のみ休日も受付